

StarPayAplus に関する特約

第1条（目的）

本特約は、加盟店等のうち、StarPayAplus 加盟店（次条に定義する。）が、アプリ決済を利用する場合における「楽天ペイ（実店舗決済）アプリ決済加盟店規約」（以下「本規約」という。）の特約事項を定めるものである。

第2条（定義）

本規約及び本特約において使用される用語の定義は、以下のとおりとするほか、本規約の定めに従うものとする。

- (1) 「StarPayAplus」とは、StarPayAplus 加盟店が利用者に提供した商品又はサービスの代金の支払を受けるための手段であって、アプラス社が提供するサービスをいう。
- (2) 「StarPayAplus アプリ決済」とは、本特約により StarPayAplus 加盟店が利用することのできる、StarPayAplus システムを用いたアプリ決済をいう。
- (3) 「StarPayAplus システム」とは、StarPayAplus を用いてアプリ決済を利用することができるようにするための StarPayAplus に関するアプラス社又はアプラス社と提携する事業者のシステムをいう。
- (4) 「StarPayAplus アプリ」とは、StarPayAplus 加盟店が StarPayAplus による支払を受けるために必要なアプリであって、アプラス社又はアプラス社と提携する事業者が提供するものをいう。
- (5) 「StarPayAplus 加盟店」とは、アプラス社との間で、アプラス社の提供する諸サービスの利用にかかる契約を締結した者をいう。
- (6) 「アプラス社」とは、株式会社アプラスをいう。

2 以下の用語の定義は、本規約の定めにかかわらず、以下の定めに従うものとする。

- (1) 「加盟店管理画面」とは、アプラス社が StarPayAplus アプリ及び別途提供する ASP サービスを通じて提供する届出情報等の設定、変更等の手続及び取引履歴等の閲覧などの当社所定の機能をいうものとする。
- (2) 「加盟店アプリ」とは、StarPayAplus アプリをいう。
- (3) 「カード等」とは、当社が本決済システムについて包括加盟店契約又は包括代理加盟店契約を締結するクレジットカード会社その他の者又はその提携先が発行するクレジットカード等（デビットカード、プリペイドカードその他支払手段として使用されるカード等及び当該カード等の決済に用いられる情報を含む。）で、本決済取引に使用することができるものとして当社が指定したものをいう。

3 本規約柱書第一文は、以下のとおり読みかえるものとする。

「本規約は、楽天ペイメント株式会社（以下「当社」という。）が提供する決済サービス（以下「楽天ペイ」という。）のうち、サービス利用者が楽天所定のアプリケーションを用いた認証手続により行う、カード等（以下に定義する。）による決済システム（以下「本決済システム」という。）を利用した決済サービス、及びクレジットカード会社等（以下に定義する。）所定のアプリケーションを用いた認証手続により行うカード等による決済システムについて、包括加盟店契約又は包括代理加盟店契約を締結したクレジットカー

ド会社等の加盟店たる当社と、カード等（以下に定義する。）の保有者との間の取引において物品、サービス又は権利等（以下総称して「商品等」という。）の代金の決済を行う加盟店との間の契約関係を定めたものである。」

第3条（包括代理加盟店方式）

加盟店は、StarPayAplus アプリ決済の提供のために本規約第3条に基づき当社がクレジットカード会社等との間で包括して加盟店契約を締結するほか、次項に基づき当社がクレジットカード会社等との間で加盟店を代理して包括代理加盟店契約を締結することに同意する。

2 加盟店は、当社が包括代理加盟店契約の相手方たるクレジットカード会社等との関係において、加盟店及び加盟店が行った信用販売について、以下の各号に掲げる事項を行うことを承諾する。

- (1) 当社がクレジットカード会社等と包括代理加盟店契約を締結する場合には、当該契約及びこれに付随する合意の締結
- (2) 加盟店とクレジットカード会社等との間の届出、通知その他一切の連絡事項の取次ぎ
- (3) 売上承認の取得
- (4) 売上請求に関する事務
- (5) 取引代金相当額の収納
- (6) その他当社と加盟店が合意し、クレジットカード会社等が承認した事項

3 加盟店は、当社がクレジットカード会社等との間で加盟店を代理して包括代理加盟店契約を締結するにあたり、本規約及び本特約のほか、当該クレジットカード会社等が別途定める、加盟店と当該クレジットカード会社等との間で適用される加盟店契約の約款に同意し、遵守するものとする。

4 加盟店は、当社が本条第2項第5項に係る業務の全部又は一部をアプラス社に再委託することできることを承諾するとともに、当社が本条におけるクレジットカード会社等から委任を受けて（アプラス社が当社を復代理する場合も含む。）当該クレジットカード会社等の代わりに加盟店が当該クレジットカード会社等に支払うべき加盟店手数料等の金銭を受領する場合があることを確認する。

第4条（加盟店の申請の特則）

本規約第4条第1項の規定にかかわらず、StarPayAplus アプリ決済の利用を希望する加盟店は、アプラス社を通じて当社に対し、所定の申込書を提出することにより、個別加盟店契約の申込みを行う。この場合、本規約において、本規約第4条第1項に基づく個別加盟店契約の申込み、とあるのは、本条による個別加盟店契約の申込みと読み替えるものとする。

第5条（ショップコード等の特則）

本特約の適用にあたっては、本規約第6条第1項から第8項までの規定は適用しないものとし、また、第5条第3項によるショップコードの通知はなされないものとする。

2 加盟店等は、StarPayAplus アプリのためにアプラス社から発行されたID及びこれに対し設定したパスワードを用いて、StarPayAplus アプリを通じて本決済システムを利用（必要な情報の閲覧等を含

む。)する。

3 加盟店等は、前項の ID 及びパスワードを、第三者に知られ、又は使用されることのないよう、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 当社及びクレジットカード会社等は、第2項の ID 及びパスワードが使用され、本決済システムが利用された場合には、当該加盟店等による利用とみなすものとし、当該加盟店等は、これを承諾する。

第6条（アプラス社による収納代行）

加盟店は、本規約及び本特約に基づき当社が加盟店に対して支払うべき取引代金相当額につき、アプラス社に代理受領権限を付与するものとする。当社の加盟店に対する当該支払いはアプラス社に支払うことにより完了するものとし、加盟店は、アプラス社との契約に基づき、当該金銭の引渡しを受けるものとする。

2 アプラス社が前項に定める引渡しを行わないなど、アプラス社と加盟店等の間で紛争が生じた場合であっても、当社は、何ら責任を負わないものとする。

第7条（チャージバック金等の代理受領）

当社は、本規約及び本特約に基づき加盟店が当社に対して支払うべき包括加盟店手数料及びチャージバック金等につき、アプラス社に代理受領権限を付与するものとする。

2 前条に基づきアプラス社が受領した取引代金相当額であって、加盟店に対する引渡しが行われていない金銭（以下「引渡未了金」という。）がある場合は、当該引渡未了金の範囲内において、アプラス社が加盟店からチャージバック金等の支払を受けたものとみなし、アプラス社が当該チャージバック金等を当社に引き渡すことができるものとし、加盟店はこれに同意するものとする。

第8条（問合せ）

加盟店等は、StarPayAplus アプリ決済に関し、当社又はアプラス社に対して問合せ等を行う場合は、アプラス社に対して申し出るものとする。

2 本特約は、当社及びクレジットカード会社等が、加盟店等に対し、直接、個別加盟店契約又は店子加盟店契約に関する事項その他アプリ決済に関する一切の事項に関して必要な問合せ、通知、連絡その他一切の接触を行うことを何ら妨げるものではない。

第9条（本決済システムの一時停止）

本規約第44条から第48条までその他本規約に別途定める場合のほか、当社は、以下の各号に掲げる場合には、当社所定の方法で加盟店に通知又は公表することにより、StarPayAplus アプリ決済による取引の全部又は一部を一時停止し又は StarPayAplus アプリ決済に係るサービスを終了させることができるものとする。

(1) 天災地変、地震、停電その他の災害等により、アプラス社が StarPayAplus システムを提供できない場合

(2) アプラス社が運営するアプリ等の機能その他 StarPayAplus システムに不具合が生じた場合

(3) StarPayAplus システムの保守又は点検に必要な場合

2 本規約第 44 条から第 48 条までその他本規約に別途定める場合のほか、加盟店等が以下のいずれかに該当した場合は、当社は、当該加盟店等による StarPayAplus アプリ決済を一時停止させ又は加盟店契約を解除することができるものとする。

(1) StarPayAplus 加盟店でなくなった場合

(2) アプラス社により StarPayAplus の全部又は一部の利用が制限された場合

3 前二項に定めるところにより、加盟店等が何らかの損害を被ったとしても、当社の故意又は重過失による場合を除き、加盟店等に対して責任を負わないものとする。

第 10 条（本特約に定めない事項）

本特約に定めのない事項（本特約の変更に係る規定を含む。）については、すべて本規約の定めるところによるものとする。